

令和7年第4回区議会定例会追加提出予定議案

第1 条例

1 目黒区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

目黒区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区長等の給料等の額を改定する。

ア 目黒区長等の給料等に関する条例の一部改正（第1条）

(ア) 給料を増額する。

職名	現行	改正後
区長	1,068,000円	<u>1,104,000円</u>
副区長	854,000円	<u>883,000円</u>

(イ) 期末手当を増額する。(単位：月)

	現行	改正後
6月	1.90	<u>1.925</u>
12月	1.90	<u>1.925</u>
計	3.80	<u>3.85</u>

イ 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条）

(ア) 議員報酬を増額する。

職名	現行	改正後
議長	913,000円	<u>944,000円</u>
副議長	798,000円	<u>825,000円</u>
委員長	664,000円	<u>686,000円</u>
副委員長	634,000円	<u>655,000円</u>
議員	603,000円	<u>624,000円</u>

(イ) 期末手当を増額する。(単位：月)

	現行	改正後
6月	1.875	<u>1.90</u>
12月	1.875	<u>1.90</u>
計	3.75	<u>3.80</u>

ウ 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正

(第3条)

(ア) 給料を増額する。

職名	現行	改正後
教育長	747,000円	<u>773,000円</u>

エ 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第4条）

(ア) 給料等を増額する。

区分		現行	改正後	
識見を有する者からの選出	常勤	代表監査委員	635,000円	<u>657,000円</u>
		その他の監査委員	615,000円	<u>637,000円</u>
	非常勤	代表監査委員	335,000円	<u>345,000円</u>
		その他の監査委員	315,000円	<u>325,000円</u>
議員選出の監査委員		195,000円	<u>201,000円</u>	

オ 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条）

(ア) 報酬を増額する。

職名	現行	改正後
教育委員会委員	229,000円	<u>237,000円</u>
選挙管理委員会委員長	286,000円	<u>296,000円</u>
選挙管理委員会委員	229,000円	<u>237,000円</u>

(2) 施行期日

令和8年1月1日

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 公民較差（14,860円、3.80%）を是正するため、給料表を改定する。

イ 期末手当及び勤勉手当を増額する。

(ア) 一般職員

a 令和7年度分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	1.25	1.25	1.075	1.075
	12月	<u>1.25</u>	<u>1.275</u>	<u>1.075</u>	<u>1.10</u>
	計	<u>2.50</u>	<u>2.525</u>	<u>2.15</u>	<u>2.175</u>
勤勉手当	6月	1.175	1.175	1.35	1.35
	12月	<u>1.175</u>	<u>1.20</u>	<u>1.35</u>	<u>1.375</u>
	計	<u>2.35</u>	<u>2.375</u>	<u>2.70</u>	<u>2.725</u>
支給月数計		<u>4.85</u>	<u>4.90</u>	<u>4.85</u>	<u>4.90</u>

b 令和8年度以降分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	1. 25	<u>1. 2625</u>	1. 075	<u>1. 0875</u>
	12月	1. 25	<u>1. 2625</u>	1. 075	<u>1. 0875</u>
	計	2. 50	<u>2. 525</u>	2. 15	<u>2. 175</u>
勤勉手当	6月	1. 175	<u>1. 1875</u>	1. 35	<u>1. 3625</u>
	12月	1. 175	<u>1. 1875</u>	1. 35	<u>1. 3625</u>
	計	2. 35	<u>2. 375</u>	2. 70	<u>2. 725</u>
支給月数計		4. 85	<u>4. 90</u>	4. 85	<u>4. 90</u>

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

a 令和7年度分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	0. 70	0. 70	0. 6125	0. 6125
	12月	<u>0. 70</u>	<u>0. 725</u>	<u>0. 6125</u>	<u>0. 6375</u>
	計	<u>1. 40</u>	<u>1. 425</u>	<u>1. 225</u>	<u>1. 25</u>
勤勉手当	6月	0. 575	0. 575	0. 6625	0. 6625
	12月	<u>0. 575</u>	<u>0. 60</u>	<u>0. 6625</u>	<u>0. 6875</u>
	計	<u>1. 15</u>	<u>1. 175</u>	<u>1. 325</u>	<u>1. 35</u>
支給月数計		<u>2. 55</u>	<u>2. 60</u>	<u>2. 55</u>	<u>2. 60</u>

b 令和8年度以降分

(単位：月)

		一般		管理職	
		現行	改定後	現行	改定後
期末手当	6月	0. 70	<u>0. 7125</u>	0. 6125	<u>0. 625</u>
	12月	0. 70	<u>0. 7125</u>	0. 6125	<u>0. 625</u>
	計	1. 40	<u>1. 425</u>	1. 225	<u>1. 25</u>
勤勉手当	6月	0. 575	<u>0. 5875</u>	0. 6625	<u>0. 675</u>
	12月	0. 575	<u>0. 5875</u>	0. 6625	<u>0. 675</u>
	計	1. 15	<u>1. 175</u>	1. 325	<u>1. 35</u>
支給月数計		2. 55	<u>2. 60</u>	2. 55	<u>2. 60</u>

ウ 職員のうち医師、歯科医師等に支給する初任給調整手当の限度額を引き上げる。(上記2の条例のみ)

月額315,200円 → 月額326,900円

エ 義務教育等教員特別手当に係る規定を見直す。(上記3の条例のみ)

下記(3)の法律により教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)が改正され、幼稚園教育職員に対する義務教育等教員特別手当について、校務類型に係る困難性等を考慮して定めることとされたことに伴い、法の趣旨に沿った形に規定の文言を改める。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア、イ(ア)a及び(イ)a並びにウ 公布の日

・ア及びウについては、令和7年4月1日から適用する。

・イ(ア)a及び(イ)aについては、令和7年12月1日から適用する。

イ 上記(1)イ(ア)b及び(イ)b 令和8年4月1日

ウ 上記(1)エ 令和8年1月1日

(3) 参考

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)

公布 令和7年6月18日 施行 令和8年4月1日(改正に係る部分は同年1月1日)

4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 期末手当及び勤勉手当を増額する。

(ア) 令和7年度分 (単位:月)

		現行	改定後
期末 手当	6月	1. 25	1. 25
	12月	<u>1. 25</u>	<u>1. 275</u>
	計	<u>2. 50</u>	<u>2. 525</u>
勤勉 手当	6月	1. 175	1. 175
	12月	<u>1. 175</u>	<u>1. 20</u>
	計	2. 35	<u>2. 375</u>
支給月数計		<u>4. 85</u>	<u>4. 90</u>

(イ) 令和8年度以降分 (単位:月)

		現行	改定後
期末 手当	6月	1. 25	<u>1. 2625</u>
	12月	1. 25	<u>1. 2625</u>
	計	2. 50	<u>2. 525</u>
勤勉 手当	6月	1. 175	<u>1. 1875</u>
	12月	1. 175	<u>1. 1875</u>
	計	2. 35	<u>2. 375</u>
支給月数計		4. 85	<u>4. 90</u>

イ 下記(3)の法律が施行されることに伴い、引用する学校教育法（昭和22年法律第26号）の項番号のずれに伴う規定の整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア(ア) 公布の日（令和7年12月1日から適用）

イ 上記(1)ア(イ)及びイ 令和8年4月1日

(3) 参考

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）

公布 令和7年6月18日 施行 令和8年4月1日